

一般財団法人松本市スポーツ協会
松本市スポーツ少年団賛助会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人松本市スポーツ協会松本市スポーツ少年団設置規則第11条に基づき賛助会員について、必要な事項を定めることを目的とする。

(会費及び物品)

第2条 賛助会員及び物品は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 団体会費 年額一口 10,000円 一口以上
- (2) 個人会費 年額一口 1,000円 三口以上
- (3) 物品は、本団の諸事業に係るものとする。

(会員証等)

第3条 賛助会員には、賛助会員証を交付する。

附 則

財団法人松本体育協会松本市スポーツ少年団賛助会員規程は廃止する。

附 則

この規程は、一般財団法人松本体育協会設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月26日から施行する。